



会社が行っていることは、 明らかかな不当労働行為だ！

【労働組合法第7条第3号 支配介入・経費援助】

- ・ 会社の代表者が、従業員を集めた会合で、労働組合を批判する発言を行った。
- ・ 会社の管理職が、部下である労働組合の組合員に対して、労働組合に加入していると昇進は難しいと述べ、労働組合を脱退するように勧めた。
- ・ 使用者が、従業員に対し、個別に労働組合への加入の有無を確認したり、労働組合への加入を抑制する趣旨の発言をした。
- ・ 使用者が、労働組合に対し、労使間の協定や確認事項について、一方的に解約または取消を通知した。
- ・ 第二組合の結成を援助した。

東京都労働委員会ホームページ「不当労働行為の事例」から引用
茨城県ホームページ「不当労働行為の事例」から引用
岩手県ホームページ「不当労働行為の主な事例」から引用

あれ？今、会社がやっていることばかりだ！

組合員のみなさん！
だまされてはいけません！

